

平成19年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成19年12月10日 午前10:00

○散 会 午前11:42

○出席議員（20名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵佐雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末次郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	19 番 大 谷 貞 廣	20 番 西 村 武
21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作	

○欠席議員（1名）

4 番 成 田 進

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 肥 田 野 耕 二
会計管理者兼会計課長 門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長 伊 藤 賢 志
水道局長兼水道課長 澤 井 昭	教 育 次 長 山 平 東
市民生活部長 菅 生 一 也	福 祉 保 健 部 長 丸 谷 昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 中 泉 作 右 衛 門	総 務 課 長 鈴 木 公 悦
市長公室長 鈴 木 司	財 政 課 長 幸 村 公 明
税 務 課 長 伊 藤 正	産 業 課 長 山 口 義 光
建 設 課 長 鈴 木 利 美	総 務 学 事 課 長 櫻 庭 新 悦
幼児教育課長 伊 藤 清 孝	生 涯 学 習 課 長 瀬 下 三 男
市民課長 兼飯田川総合窓口センター長 宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長 児 玉 俊 幸
健 康 課 長 小 林 健 一	収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎

追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆
下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成19年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成19年12月10日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。4番成田 進議員より欠席届けが出されておりますことをご報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、11番藤原典男議員、14番伊藤 博議員、19番大谷貞廣議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含め60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願いします。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男です。12月議会準備のために市長はじめ関係各課の職員の皆様、本当に御苦労さまでございます。

先のわか杉国体では民泊に協力してくれた市民の皆さんや、昼夜をわかつたず頑張れた市長や市職員の皆様に御苦労さまでしたと言いたいと思います。全国から来た選手団の皆様には大変喜ばれ、いい思い出になったという声があちこちから聞かれております。本当に御苦労さまでございました。

さて、私は今後の潟上市における市民生活にかかわる重要な点について3点にわたり市当局の対応や考え方なりを伺いたいと思いますので、宜しくお願い致します。

1点めは、本市での妊婦検診に対する市当局の現状把握ならびに指導状況、および今後の対応について伺いたいと思います。

少子高齢化のもと、安心して子供を産み育てる環境づくりが叫ばれておりますが、今、若者をめぐる雇用情勢は、正社員になれず、年収200万円以下の非正規雇用の低賃金労働者が400万人以上もいると言われております。通勤手当もない、社会保険もない、ボーナスも出ないという厳しい生活を余儀なくされている状態です。子供が欲しいという若い夫婦がようやく子供を授かっても、出産まではかなりのお金がかかります。妊娠

しても1回当たりの検診料が高いということで、決められた回数の妊婦検診を受けない方もいるようです。危険な状態で運び込まれる方もおります。テレビでも報道されておりましたが、日ごろのかかりつけ医師や産婦人科医院があればこのようなことにはならなかったと思いますが、低賃金で経済的に苦しく、妊婦検診を受けたくても受けられないもとで行政による妊婦検診への補助は若い夫婦にとって経済的にどれほど助かることが知れません。母子ともに健康で安心して子供を産めるのかどうか、この環境づくりは今後の潟上市にとって大事な事柄と思います。

全国の地方自治体は、この妊婦検診に対する無料の制度を何回まで補助するのかが話題に上っております。あまりにも地域的格差があり、今年の1月には厚生労働省は通達を出し、5回までは各自治体の努力で補助しなさいということになっております。大胆に補助する自治体もありますが、潟上市として妊婦検診に対し、しっかり受診しているのかどうか、現状を把握してどう指導しているのか伺いたいと思います。

また、病院により同じ検査であっても料金に違いがあるのではないかという疑問もありますが、もしあるとすれば行政としてどう考えるのかも伺いたいと思います。母子ともに健康であるように、お金の心配で妊婦検診が遠のくことのないよう、さらに潟上市独自に無料検診の回数を多くする考えはないものか、そして当面は低所得者と言われていた生活保護基準の1.2倍くらいまでの収入の低い若い世帯に対し、何らかの検診への補助制度、例えば半額助成とかの制度をつくる考えがあるのかどうか、検討しなければならないと思っているのかどうかについて伺いたいと思います。

2つめの質問に入ります。社会保険庁改革関連法に基づく年金未納者に対する国民健康保険証の発行について伺います。

ご承知のとおり、社会保険庁が民間に移行することになりました。平成20年4月には年金機構、平成22年1月には保険機構が発足します。この発足に伴い、関連の法律として国民健康保険法の条例の改正も行われております。民間移行に際し、年金の未納者に対する国民健康保険証の発行を差し控えるということが日程に上ってきましたが、運用は各市町村に任せるようです。今まで国民健康保険税や住民税などの支払いもままならず、やっとの思いで生活、生計を立てて支払ってきた方が、年金納入まで手が回らなくなった方、その方は約4割に上るとも言われております。法律の改正で今度は年金が未納ということで国民健康保険証が発行されなくなったりすれば、病気になったときは病院窓口での負担は10割です。健康を取り戻すには大変な大きな負担となります。蓄えのな

い方はどうなるのか。法律の運用だけでは済まされません。短期保険証となっても精神的な重圧は重いものがあります。年金未納者にも一人ひとり様々な未納期間や金額が当然あるわけですが、国民健康保険税や住民税などを納めてきた方がどのような場合に短期保険証や資格証明書の発行となるのか、または発行しないのか、詳しい具体的な法律の内容と対応を伺いたいと思います。

また、潟上市ではそのような対象となるような方はいるのか伺いたいと思います。私は、市民の健康や仕事、生きることへの意欲などを考えると、今までどおり保険証の発行を続けるべきと思いますが、今後の市当局の対応と見解について伺いたいと思います。

3点めの質問に入ります。多重債務者に対する市の相談窓口対応について伺います。

現在、全国で1,500万人以上の方がサラ金を利用していると言われております。本来は生活のために消費や税金に支払われるべきお金が、高金利、過剰融資、過酷な取り立てにより莫大なお金がサラ金や商工ローン、クレジット会社など高金利業者のもとに流れてきます。国会では全会一致で、グレーゾーンをなくし本来の利息制限法に基づいた利息にするという決議が行われました。多重債務者が最も恐れているのは過酷な取り立てです。とっくに支払いが終わり、過払いがあってもこれで終わりましたということはほとんどのサラ金会社は言わないようです。多重債務者は限られた収入の中から、まずサラ金業者に返します、残りのお金で生活しなければなりません。もともと収入のない方がほとんどですので、生活するのが精いっぱいですから国民健康保険税や住民税、固定資産税、公営住宅家賃、子供の授業料、給食費などの滞納や年金の未加入の原因になります。また、多重債務状態が長く続くと様々な問題が発生します。ストレスによる病気、家庭崩壊、子供の不登校、ホームレスの増加、凶悪犯罪の原因になります。その結果、市の財政は歳入が減少した上に医療費の公的負担や児童扶養手当、生活保護受給者が増加することで歳出が増加することになります。

行政が多重債務問題に積極的に取り組むことで、これらを緩和することにもつながることと思いますし、地方自治法第1条2で地方公共団体の役割として、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを目的として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と示されております。約200万人が多重債務に陥り将来に希望を見出せずに過ごしているとすれば、これらの方々を救済するのは安全・安心なまちづくりを目指す行政の役割ではないでしょうか。多重債務者はどこに相談すれば、そしてどうすれば解決できるのかわからず、途方に暮れている方も大勢おろう

と思います。ほとんどの自治体が地方交付税を減らさせる中で、今後、住民サービスを維持していくためにも多重債務者一人を救うことは家族ごと救うことになり、大きな住民サービスであり、取り組みにより税の徴収も上がった自治体もあるようです。秋田市や湯沢市では専門の窓口もあります。

今まで潟上市では消費者問題についての相談窓口を設け、市民のいろいろな生活相談に乗り解決してきたことは非常に評価できることです。さらに多重債務問題にも本格的に取り組む、解決するために弁護士や司法書士に通ずる窓口の設置と対応が必要と思われませんが、今後の対応と見解について伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。ご回答を宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。1つ、本市での妊婦検診の現状と今後の市の対応について、丸谷福祉保健部長。

○福祉保健部長（丸谷 昇） おはようございます。11番藤原典男議員の質問にお答えします。

質問項目1でありますけれども、本市での妊婦検診の現状と今後の市の対応について、第1点めの妊婦検診の受診状況と指導状況についてですが、本市の妊婦の届け出件数は18年度の実績で245件であります。妊娠の届けをしたときに無料の妊婦検診受診券を交付していますので、受診状況の確認についてはこの受診券の結果報告から把握をしております。また、指導については保健師、栄養士が健康教室や相談等で行っております。検診受診率は妊娠前期で97.5%、そして後期では88.8%でした。

次に、質問2点めにお答えしたいと思います。2点めの病院によって同じ検査であっても料金に違いがあり、この差額についての市の対応についての質問ですが、無料受診券による検査項目および検査料金は秋田県全域で統一されており、医療機関による差はございません。

質問の3点め、妊婦さんに対し、無料検診回数を多くすることと低所得者層への補助制度についての考え方についてお答えします。

潟上市では、すべての妊婦さんに対し県の指導要綱に則り10回分の無料受診券を交付しております。今後、検診の無料回数を増やすことや低所得者層への補助につきましては、財政的な問題もありますので検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 質問の2点、3点めにつきましては、菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） おはようございます。11番藤原典男議員の2点めの社会保険庁改革関係法に基づく年金未納者に対する国民健康保険証の発行についてお答え致します。

社会保険庁改革関連法に基づいて、国民健康保険法の一部が改正されました。このことは国民健康保険と連携することによって、国民年金保険料の未納者に対しまして国民健康保険被保険者に短期の国民健康保険者証を交付することによって、未納者との接触の機会を増やしまして、保険料免除や納付の促進ができるようにすることと理解をしております。

改正国民健康保険法では、市町村の判断によりまして短期被保険者証を交付できるとありますが、年金の収納対策を強化するために国民年金の未納者に対して短期被保険者証を交付することは、負担の公平性から市民の理解を得ることが大変難しいと考えております。国民年金の未納者に対して短期被保険者証の交付を実施することは、今後の動向を見ながら対応、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

次に、2点めの多重債務に対する市の相談窓口についてお答え致します。

多重債務につきましては、全国的に大きな社会問題となっていることは承知のとおりでございます。本市とて例外ではないと理解しております。

多重債務者の相談は、消費者行政相談とあわせ相談窓口は生活環境課が対応しております。債務者が抱えている問題は多岐にわたっているのが現状でございます。市では弁護士会や司法書士会と連絡を密にし、債務者に対する対応の仕方などの指導や助言をいただいております。

住民から相談があった場合は、いち早く弁護士や司法書士などの法律家に相談することが早期解決の糸口となること、債務の内容を弁護士等へ相談していることを高金利貸付業者等へ伝えることによって取り立てがストップすることなどの助言をしているほか、弁護士、あるいは司法書士の方へ直接相談に行くことに困難な面があるときは、生活環境課で連絡を致しまして相談時間などの予約をするようにしております。

また、相談料について経済的にお困りの方には補助の制度があることや、弁護士会・司法書士会で実施している無料相談日の日程等を住民の方々に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 今、受診の関係では前期では97.5%、後期では88%という受診率をまず説明させていただきました。これについては100%ではないということですね、追加というか足りない方の、未受診になっている分はどうなっているのかと。子供さんを産むにあたって一人でもこういうふうに危険な状態があれば困りますので、97.5%の差額として2.5%となれば、245人の2.5%となれば2人かそのぐらい、後期では3人か4人、そのぐらいだと思いますけれども、その追跡調査という関係ではどういうふうになっていますか。100%になってないということですね、そこら辺ちょっと追跡調査の関係をお聞きしたいと思います。

それから病院についての差額ということなんですけれども、県内統一ということやられているようなんですけれども、実は私もいろいろ調べた結果、それについてはわかりますけれども、初診料とか、それから再診料とかが違うということも言われておりますので、今後それに対する考え方がもしあるとすればですね、お知らせしたいと思います。

特に無料券が発行されていても実際はお金がかかるわけですね。例えば、ある病院なんですけれども、時間外で、初診の場合は6,000円なんですけれども、再診の場合は時間内では3,000円、時間外では5,000円、深夜では1万1,000円、休日では7,000円。ですから無料券が発行されていても再診の場合はこういう時間帯によってお金が取られると。ですから、やはり低所得者に対するいろいろな施策というものは考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

厚生労働省では出産までの妊婦検診の回数を13回から14回とみているようなんですけれども、この妊婦検診は再診・初診の場合以外は健康保険証が使えません。それで今、私の言いたい趣旨はですね、壇上からもお話ししましたがけれども、やはり若い人が今の経済状況の中でひどい低賃金のもとで大変な状況にあるということなんです。例えばの話なんですけれども、中古CDやDVDを貸出したりゲーム機の販売をしている男鹿市のある会社なんですけれども、そこは時間給で働いておりますが1時間620円にも満たない給料で1か月働いても手取りが5万円だそうです。また、ある方は大手家電製品を売る会社の下請けで働いている方なんですけれども、秋田の。5日間働いてですね、月手取り4万円だそうです。また、ある電子部品の下請けに働いている方は、景気の動向によってその月の給料が6万円だったり、また、10万円だったり、いろいろ変わるそう

ですね。この方たちはいずれも生活保護基準から下回っております。生活保護を受けないで頑張っているんですけれども、私が言いたいのはやはりこういうことが現実には、低賃金の方がこの潟上市にもおまして、結婚するのもままならず、もし結婚したとしてもとてもでないけれどもやはりお金がかかって受診100%これから受けるには大変な状態があるということですね。それをまず知っていただきたいということと、それから決められた回数をいくらかでも上回る補助が必要じゃないか。黒石市では市で病院を持っておりますが、この病院を利用すれば14回の検診が無料ということも言われておりますが、秋田県では男鹿市、大仙市が14回の受診料が無料となっております。先ほど言いましたけれども検査の回数が無料であっても、やはり初診とか再診の場合はお金がかかりますので、やはりもっと拡大していく必要があるんじゃないかというふうに思います。それから進んでいるところはですね、第2子や3子ができた場合には第1子のときよりも補助の回数を多くしているところもあるんです。ですから、こういうところも検討していただきたいと思います。

子供は宝ですので、ある秋田市の若い奥さんたちがお話しているのをちょっと聞きましたけれども、「子供を育てるなら潟上市」という話題があるそうです。これは潟上市は保育料が安いからということですね。そしてさらに「子供を産むなら潟上市で」というやはり会話を聞きたいものだというふうに私は思います。若者の収入の実態などを踏まえ、早期に男鹿市や大仙市のような制度、当面は経済的に大変だと思われる方々に申告や申請によってもう1回ほど補助する制度があってもいいのではないかということをお思いますので、もう1回見解を伺いたいと思います。

それから国保の問題なんですけれども、年金を未納されてきた方々がやはり潟上市の中で安心するような制度にしていかなければいけないと思うんです。それで、この法律の解釈というのは、まず資格証明書は出さないということをおまず今説明の中で聞きましたけれども、その点についてはまずそういうことを確認したいと思います。

それから短期保険証については国民健康法の第9条によれば、運用するもしないも市町村の何というんですか裁量だということですね。これは短期保険証を発行できるということで、できるということはしなくてもよいということにも解釈できますので、国民健康保険法の第9条の解釈についてどういうふうに考えているのかということについてもお聞きしたいと思います。

それから多重債務の問題ですけれども、解決の方法はいろいろあります。自己破産と

か、それから人員整理や自己再生ということはありませんけれども、生活環境課でという対応でしたけれども、やはり一番これぶつかるのは収納課だと思うんですね。いろいろ徴収の際にあれもある、これもあるということ。やはりいろいろあたってきていると思うんです。そういう際にですね、いや、私は実はサラ金から借りているんだということを知ればですね、その場限りにしないで、やはりそこを解決していくんだという態度が必要じゃないかと。これは収納課だけじゃなくて、生活環境課だけじゃなくて、やはり住民サービスという点では職員の方がそういうみんな意識を持ってですね、この多重債務問題を解決していく、これがやはり徴収の増にもなると思いますので、そこら辺をもう一回お願いしたいと思います。

それから昨日の新聞によればですね、自殺の3分の1は多重債務によるということでしたけれども、こういう点ではやはり早い対応が求められておりますので、早い時期にそういう、こういう窓口をつくったんだよということで広報にも早い時期に載せる必要があると思うんですけれども、そこら辺のことについてももう一回伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 丸谷福祉保健部長。

○福祉保健部長（丸谷 昇） 11番藤原議員の再質問にお答えしたいと思います。

受診率が100%になっていないのはどういう原因かという質問だったと思いますが、これは転出等が主な原因でございます。それから年度がまたがる場合もあると、こういうふう聞いております。

それから初診料等々についての差額があるらしいという話ですが、医療制度につきましては全県統一で検診制度になっておりますので、私はそういうことはないと思っております。

差額についてはないということでございますので、以上でございます。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） 藤原議員の再質問にお答え致します。

ご質問にありましたように短期被保険証の交付についての関連法律でございますが、国民年金保険法の第9条の改正であります。この改正項目であります、私の理解と致しましては、国民年金保険料の国民年金の未納者に対する国保短期被保険証の活用と市町村の納付受諾であります。この改正につきましては、答弁でもありましたとおり市町村の判断によることが大きいものでございまして、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して国保の短期証の仕組みを通じて未納者への自主的な納付の働きをなす

ことになると私は考えております。

現在の国民年金の加入者状況でございますが、これと免除者数と収納率については社会保険事務所の方から報告は受けておりますが、未納者に対しては今現在報告は受けていないという状況でございます。ひとつ宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 多重債務者の再質問についてお答え申し上げます。

多重債務者の方につきましては、いろんなケースがあると思います。おっしゃるように税金の未納とかそういうものがございませけれども、そういった点についても収納課といろいろ相談がありまして、いろんなケースに合わせた相談をしております。

それから窓口につきましては、さっきも言いましたように生活環境課で対応しているわけですが、まだそういったところがわからない、そういった方々もいらっしやると思いますので、広報の周知を早めに対処したいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 今、市民生活部長の方からも収納課とも対応しているというお話でしたが、収納課とも多重債務者に対する市の相当窓口に対するとらえ方が関連してきております。収納課の対応についてお答えしたいと思います。

滞納者と分納相談を行っている段階、いわゆる相談をしている段階の中でサラ金の借金が判明することがあります。その判明した場合には、利息の過払いの可能性あることを説明しながら対応していますが、相談窓口等の紹介については秋田県生活センターを紹介しております。このように生活環境課とは横の連絡を密にしながら対応しているところです。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 今、妊婦検診のことなんですけれども、まずお答えいただきました。年度にまたがるとか転出するというので、100%受診されているということでしょうか。

それから私はこの中でお聞きした中で、第2子・第3子に対するね、さらなる補助。やはり子供さんがいっぱいおりますとお金がかかるので、この第2子・第3子の方には特

別に市の方でいろいろ、市というか自治体の方で特別な補助をやっている自治体もあるんですね。そこら辺については、やはり今後検討していく考えがあるのかどうかということもまずお聞きしたわけです。

それから低所得者対策に対してですけれども、普通の方の回数を増やすのもそうなんですけれども、やはり緊急を要する、先ほど言いました本当に低賃金で困っている方に対する特別な補助、生活保護基準から1.2倍くらいまでの方に対する特別なもう一回ぐらいいいんじゃないかと、料金を、ということについての考え方、検討するということでしたけれども、そういうふうに前向きにやるということで検討していただけるのかどうかということをもた再度お聞きしたいと思います。

それから国民健康保険証の扱いなんですけれども、この条例によれば各市町村の裁量に任せるということなので、やはり発行しない、短期保険証は発行しないで今までどおりやっていただきたいと。今後の動向を見るという回答でしたけれども、各自治体のやはり裁量に任せられるということです、今のままで状態を維持していただきたいということですね。

それから多重債務については、先ほども言いましたけれども緊急にやはり要することですので、広報とかこういう窓口ができましたよと、1回目の相談料についてはこうですよということについてもね、早い時期に掲載した方がいいんじゃないかという点について広報との関係でもう一度宜しくお願ひします。

○議長（藤原幸作） 丸谷福祉保健部長。

○福祉保健部長（丸谷 昇） 11番さんの再々質問にお答えしたいと思います。

第1点めの第2子・第3子の特別の補助の件と、2つめの低所得者に対する補助制度については今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） 藤原議員の再々質問にお答え致します。

今回の国民年金に対する短期保険者証でございますが、これにつきましてはご承知のように高齢者の進展とともに地域経済に占める割合が大きいと、非常に大きな重要な問題だということでございますが、ただ潟上市の場合の未納者の状態がわかりませんので、そしてまた資格証明書、短期被保険者証を交付している関係者もでございますので、その点を十分調査しながら対応していきたいというふうに思っておりますので、宜しくお願

いします。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 広報は月1回ですので、早速でも対応したいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

○11番（藤原典男） どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 14番伊藤 博議員の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 平成19年第4回潟上市議会定例会におきまして一般質問を致します。

私より3項目にわたりにまして通告書にあるとおりに質問を致します。市長の明確なる答弁を求めるものであります。

はじめに、温泉「くらら」基金創設と指定管理者についてお伺いを致します。

天王温泉「くらら」は開設以来10年となり、施設および設備の更新時期を迎えているものもありまして、今年度は温泉の源泉しゅんせつ、設備更新に約1,800万円の補正予算が議決されております。今後さらなる大規模な設備更新ならびに建物修繕費の歳出が予想されております。その場合の財源措置として基金を創設し、近い将来の財政出動に備えるべきと考えます。本来、施設や設備は老朽化していくことがわかっているのですから開設当初から基金等を創設し、修繕費用に備えておかなければならなかったはずですが、残念ながらその備えはありませんでした。財政が豊かであればそうした心配は無用ですが、心配が必要な状況にあります。

提案する基金は、施設・設備の減価償却分を積み立てる考えで、財源におよそ3,000万円計上されている入湯税で手当するものです。入湯税は今後一般財源化せず、目的財源にすべきと考えます。規定等で入湯税を目的財源化できないという場合は、入湯税相当分を基金化すべきと考えます。さらに管理運営する指定管理者にも基金を持たせ、営業等にかかわる部分の修繕費用の備えをしてもらう必要があると考えます。基金創設が必要との考えに対して市長の所見をお伺いを致します。

「くらら」は、指定管理者により管理運営されて2年足らずですが、経営状況はどのようなのでしょうか。近隣に競合施設が林立し、集客が容易なことではないとは考えられます。指定管理者制度のねらいとして見込まれた民間活力導入による管理運営による効率的経営は実現できているのでしょうか。また、今後も大きく期待できる状況にあるのでしょうか。もし実現できていないとすれば、その原因はどこにあると考えられ、その解

決策の見通しはあるのか。

この制度のメリットの1つに、市の管理運営費の削減が期待できることがあります。まだ制度の実施から2年足らずですが、目立った効果はまだ見出せていないかもしれません。しかしながら、制度利用により市からの管理運営費の歳出削減はどれくらい見込めるのか、具体的な見通しと、このことに対する市長の所見をお伺いを致します。

次に、クリーンセンター改築の着手についてお伺いを致します。

現在稼働中の本市クリーンセンターは、数回にわたって約10億円にも及ぶ改修費をかけて焼却炉や冷却塔などの補修を繰り返してきておりますが、その使用限度はあと5、6年と説明されてきております。今後5、6年使用を続けるためにさらなる補修がどのくらい必要で、どのくらいの財政出動を伴う見通しなのか、お伺いを致します。

近年、環境問題が大きく取り上げられ、ダイオキシンだけでなく二酸化炭素の排出規制がより強化される情勢となっています。市長は先般の海外研修で環境先進国の最新優良事例を多く目の当たりにされたようで、行政報告でも「研修で学び、感じたことを今後のまちづくりに生かすよう心してまいりたい」と大変力強く決意表明されました。しかしながら、本市クリーンセンターのように老朽施設の補修の繰り返しによる延命は、そうした情勢への対応が限界状態にあると考えられ、今こそ改築を行わなければならない時期になっていると考えます。先進地事例によれば、廃棄物処理施設の建設にあたっては計画立案から稼働までにおよそ5年の期間を要しており、本市クリーンセンターがあと5年くらいの使用限度ならば、まさに今が待ったなしの時期であり、早急に改築に着手しなければ将来に禍根を残すことになると考えます。本市クリーンセンターは3町合併の原動力的役割を果たした象徴的な施設でもあり同時に、廃棄物処理という市民生活に直結する問題であることから、すぐに改築に着手すべき段階になっていると考えます。クリーンセンター改築の着手見通しと市長の所信をお伺い致します。

次に、消防広域化への進捗状況と課題等についてお伺いを致します。

消防体制の広域化は、大規模災害への迅速対応や防災等の観点から男鹿市・南秋町村・本市による広域化の推進を従来より提唱してまいりましたが、いよいよこうした構想が平成20年度後半の広域化が予定されております。しかしながら、本市を取り巻く広域化への協議状況や進捗状況について何ら報告がされていない現状となっております。消防体制広域化への協議状況ならびに進捗状況はどうなっているのか。予定どおり20年度後半に広域化が実現できる見通しとなっているのか。また、広域化への課題となってい

ることなどについて具体的にお伺いを致します。

本市は、男鹿地区消防と湖東地区消防に合わせて7億円余りの予算を拠出している現状ですが、消防体制の広域化が実現した場合はこの拠出予算がどう変化する見通しなのか。広域化協議ではどのような拠出予算の負担割合で、どれくらいの財政計画が立てられているのか具体的にお伺いをしたいと思います。

以上3項目の質問に対しまして再度明確な答弁を求め、質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番伊藤議員の一般質問の1点め、温泉「くらら」基金創設と指定管理者についてまず申し上げます。

結論を先に言います。基金創設の基本的な考え方は、伊藤議員は正論であります。だが、できなかったことは財政上の余裕がなかったということ率直に申し上げます。

天王温泉「くらら」は開業10年目を迎え、設備機能の回復を図るため、今年度は温泉井戸の源泉しゅんせつ工事と一部設備の更新工事のほか、地下水の水量確保のため取水施設工事を実施しています。

ご承知のとおり、温泉施設は施設の性格上、管類の設備部材や各種器具等の更新を定期的に、あるいは突発的な修繕が常に想定されます。このようなことから、潟上市となっても適宜、施設の修繕料を措置して対応しているところであります。

ご質問は、これら設備更新や建物の修繕に係る費用を市に納められている入湯税をもって基金の造成を図ることや、施設設備の減価償却分を積み立て対処すべきとのご意見であります。

まず、入湯税による基金の創設については、入湯税自体が目的税であるため、おのずと用途についても制限があることから、これまで本市では先ほど申し上げたとおり毎年必要な修繕、整備に振り向けて、できるだけ突発性の事故が発生しないよう対応しています。

また、建物減価償却相当分による基金の創設については、財政の許す限り必要とは思いますが。本施設以外の施設管理もあり、また、厳しい財政運営の折、現時点では減価償却費の範囲以内で措置するにしても困難な状況にあります。

次に、温泉「くらら」の指定管理者についてお答え申し上げます。

「潟上市天王ふれあい交流センター」、通称「くらら」は平成18年3月に天王グリーンランド株式会社を相手方として指定しています。

指定管理者には、これまで蓄積して得た経営のノウハウを生かし、民間との競争に耐え得る体制づくりと経営能力の向上を考慮して5年間を猶予期間として単独指定しておりますが、指定管理者制度導入の趣旨とされるサービスの向上による利便性の発揮について鋭意検討して努力しているところであります。

ご質問の民間活力による効率的経営が実現できているかについては、平成17年頃から秋田市内を中心に本施設と同等、あるいはそれ以上の規模の競合施設の新規参入や、娯楽の多様化などによると思われる原因が影響して「くらら」の入浴者が年々減少の傾向にあります。

このようなことから、新規参入の影響を食い止め、入浴施設の魅力向上を目指して岩盤浴施設の導入を図るなど経営好転の対策を取っているところであります。しかし、これもまた同様の施設が次々に展開されるなど、非常に厳しい経営環境となっています。あわせて、原油の高騰にさらに追い打ちをかけられている状況でもあります。

今後も各種イベントをはじめ現状を打開できる期待感の持てる企画を展開しながら、徹底した営業利益の向上を図り、経費の節減に努めていくことが肝要であると考えています。

また、指定管理者制度導入による管理運営費の歳出削減はどのぐらい見込めるかというご質問であります。このような状況から今のところ管理上必要不可欠な管理運営経費の削減は厳しい状況にあり、制度導入以前と同額の3,000万円を指定管理料としています。ちなみに環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設、そのほか観光の振興にあてることを目的とした「くらら」から納付されている入湯税は、平成18年度に3,531万3,000円となっています。この金額を基本に管理委託費および維持修繕等経費を措置しているところであります。私も社長として今後とも努力を傾注してまいりたいと存じます。

3番めのクリーンセンター改築の着手についてお答えします。

1つめのクリーンセンターの使用を続けるためには、今後の補修や必要とする財源の支出はどのくらいかのご質問であります。まずこれまでの改修費用としては、ダイオキシン類の排出を削減するための法律改正に伴い、この新基準に適合するために平成14年・15年2か年事業として約6億1,400万円の工事費で排ガス高度処理施設を整備しました。これはダイオキシンはもちろんであります。秋田市に委託するためには5年間で約10億かかると。それを10億かかるものを6億をかけて約4億ぐらい経常経費を計上するという目的でつくったものでもあります。

その後も施設整備の適正な維持管理を行うため、煙突やクレーン等の改修を行い、平成18年度には1億6,590万円の工事費で排ガス冷却塔および空気予熱器等の更新を行っております。これに伴い、焼却炉本体を除く主な設備は改修済みとなりましたが、これらの費用は伊藤議員が申されたとおりおおむね10億円を要しております。関係機関の調査では良好な状態であるとの報告もなされております。

今後とも良好な施設設備として運営管理に意を用い、あわせてできる限りの延命を図るためにも各種設備機器の経年劣化に対応した定期的な補修が必要であり、適切な維持管理を図るためにも突発的な事態を除き、おおむね毎年4,500万円程度の費用を見込んでおります。

2つめの質問であります。地球温暖化に伴い二酸化炭素の排出量の規制が強化される情勢は仰せのとおりと思います。クリーンセンターではダイオキシン類対策特別措置法等の法律によって、それぞれ排ガス中のダイオキシン、煤塵、塩化水素、硫黄酸化物、そして窒素酸化物、一酸化炭素濃度などの有害物質が規制されておりますが、これらについては定められた頻度で分析を実施しており、現在まですべてにおいて基準を適合しております。

今後とも各設備機器の定期補修の実施と適正な運転管理を継続していくことで、これらの有害物質を所定の基準以下に維持することが可能であると考えております。

なお、ごみ処理施設についての二酸化炭素排出に対する規制はないものの、引き続きごみの減量化を推進し、ごみの分別徹底を図り焼却量を削減することで排出量の抑制につながるものと考えています。

質問事項3の消防広域化への進捗状況と課題等についてお答えします。

1つめの質問の本市を取り巻く広域消防化への協議状況や進捗状況については、市町村の消防の広域化を推進するための消防設備法の改正により、県では遅くとも平成19年度中に推進計画を策定し、平成24年度までを目処に広域化を実現することとしております。

このことを受けて、先の6月定例会において男鹿地区消防一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合および五城目町消防業務等の3組織を平成20年度後半の統合に向けて具体的なすり合わせを行うことを報告し、9月定例会においてもこの基本的方針を述べたところであります。

これを受け、去る7月には井川町役場において関係市町村の担当者により協議を行い、

当面、井川町を事務局としてこの会を開催していくこととし、各消防業務内容を把握するため実態調査等を行っております。また、10月25日開催の第2回めの協議では、統合後の名称や統合期日等を含めおおむね14項目について協議を進めております。

なお、統合する業務については消防および救急に関する業務とし、湖東地区行政一部事務組合で行っておる火葬場の設置および管理運営等については別途協議していく方向にあること。また、統合による歳出削減額等については今後なお調査内容等を精査されていく段階で明らかになってくるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

広域化に当たっては、消防体制のあり方や消防本部と市町村との一体性、防災・国民保護、消防団の連携などに留意した運営計画を策定していくことから、議会および消防団等と協議検討していく所存であります。

また、県においては、先に広域消防化を推進するための県消防広域推進懇談会を設置したところでありますが、県ではこの12月27日開催予定の懇談会において、現在の13消防本部における広域化について県内7ブロックの枠組みを示す予定であり、本市と関係市町村の取り組みもその一つの枠組みとして位置づけられるとの情報を得ております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今お答えをいただきましたところで再質問をさせていただきます。

温泉「くらら」のことについては市長も申されましたように、なかなか財政の問題が付きまとうことで、いずれ基金は困難だというお考えであります。ただ、確かに集客が難しくなっております。近隣に競合施設がある。船越の施設はもう閉鎖だということにも追い込まれているようであります。他人事ではないという感じも致します。

それで5年間の指定管理者を指定するという事で経営のノウハウを生かしていくことではあります。指定管理者制度の本来の目的は公募制度でありますので、今まで管理をしてきたからといって5年間の単独指定の指定管理者であって成果が表れないという場合については、やはり公募に踏み切らざるを得ないだろうというふうにも考えられます。当初、指定管理者をやはり制度化するときには民間活力の導入を入れてですね、多様な企画等もしなければならぬということが言われて、市の方のメリットとしてはやはり管理費としてつぎ込む金銭の減少を見込むことが大きいということがあったわけです。時代の変化のところもありますけれども、多様なニーズに備えるために

やはり管理する側の準備も多様化しなければならないと思います。その一環として、制度的にどうなのかというのは検討していただかなければなりません。営業に対して施設修理が重荷になるという時期がいずれ来るのではなかろうかというふうに思いますので、営業の部分は営業できちんと多様化してできる、施設の管理保守等については影響のないように管理をされていくという二面性を持たせた上で、きちんと温泉の創設の目的である管理費を削減をするというところに合わせた営業方法をして頑張ってお客を集客していただかなければならないということが考えられると思います。再度、指定管理者の考え方について、特に「くらら」の場合は第三セクターが指定管理者にされているわけでありますので、その辺の関連も含めてですね、もう一度指定管理者の考え方についてお伺いをしたいと思います。

それからクリーンセンターの問題については、さらに延命を図っていくということではありましたけれども、いずれ二酸化炭素の排出規制が市町村にも来るのは間違いない話だと思われまます。日本中であと数パーセントといていたものが16%、いやいや18%と、どんどん排出目標値が高まっている中で、各家庭にもCO<sub>2</sub>の排出規制が及んでくるという段階の中で、当然クリーンセンター等にも及んでくるだろうと思います。

現在の施設が何年か延命されたとしても、それほどあと10年、20年は持たないわけでありまして、これこそ財政の問題はあるわけですが、合併特例債という考え方もあると思います。さらに、ごみを処理するというだけでなく、市長もこの間目の当たりにされたと思いますが、ごみのリサイクルの推進にももう少し力を入れていかなければならないという時代になってきておりますので、しからばごみのリサイクルについて行政としてどういう施しがあるのか、その辺も施設のあり方とともにですね考えてみる必要があるかと思ひます。

また、消防の広域化の問題については、ただいま県内を7ブロックに分けて24年ごろまでには実施したいという県の方針もあるというご報告がありましたけれども、我々の地区を取り巻く状況での今後の予定などについて決まっているものがあればお知らせをいただきたいというのと、それからこの男鹿・南秋・潟上というくくりの中で各市町村の防災計画についてはどういうふうになっているのか。広域消防については防災の観点からも広域化を図るべきだということになっております。ですので、各市町村に防災計画がきちんと定まっていなことは、広域の防災体制は難しいと思ひます。もし防災計画が整っていない市町村があるのであれば、市長が率先してですね、ほかの整ってい

ない市町村に対して働きかけをして、この地区の防災計画が一体化できるような状況を踏まえながら広域化へ持っていかなければ、あるところ、ないところの差がひずみになって出てくるのではないかというふうに考えられます。その点についても再度お伺いをしたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 伊藤議員の一般質問の再質問の1点め、「くらら」の指定管理者との考え方でございますが、いずれ今私社長をやっていますが、武士の生兵法といいますが、これらも踏まえて頭の中には、できれば三セクの統合というものも考えられないかと、あるいは「くらら」全体のもを総合したものを考えられないかということは、今、先日の一般質問にお答えしましたが活性化検討委員会でこれらはもんでいるはずですので、その結果を得て、そのときは私は来年が勝負だとも答弁しましたが、その結果を見て具体的な考え方というものを考えていかなければ、示していかなければならないと。したがって、営業と管理施設の、この二面性については、これは原則ですので、これらについてはやはり営業は営業、管理は管理というやり方が私もベターだと思っています。そういう点も踏まえて検討委員会の結果を待ちたいと思っています。

それからクリーンセンターの件でございますが、いずれ環境、今21世紀は環境の時代ですから環境が厳しくなることは間違いありません。14番さんご指摘のとおりであります。

特例債とのからみもありますけれども、まずこの今の施設を改めてやるとすれば、検討した結果があります。ごみの排出量の基準、今の状況から言うと今の施設内でも可能だと。それから経費については、トン当たり1億円から5,000万円のできるのではないかというお話も聞いています。現に男鹿の方は5,000万を切っているような話もありますが、いずれそれはそれとして、私たちはやはり膨大な、いかに特例債を活用しようと新市建設計画にはごみの焼却場のこれも載せてありますが、いずれなるべく延命を図りながらやっていきたいと。しかし、いずれには来ることは間違いのないということで、調査研究は怠りなくやっていきたいと思っています。

当然、その計画の中には、やるとすればリサイクルはもう完全に今相当、3分割、4分割、6分割種類にはもうやらなければならないというような事務的な勉強もしております。

それから最後の消防の件についてで、これからのスケジュールと、それから各市町村

の防災計画がどうなっているかということですが、今後のスケジュール等については12月27日の懇談会で7ブロックが示された時点で、多分もう一回ぐらい関係者が集まると思います。その時点で具体的なタイムスケジュールというものを定めていかなければならないと思います。

それから防災計画については、これは、あるそうでございますので、ひとつなければ私が先頭でやれということ、先頭になる必要ないわけですので、以上でございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 最後に1点だけ確認をさせていただきたいんですが、今の消防の関係のことですけれども、やはり先ほど申しましたように男鹿・湖東両方合わせて潟上市は7億円を超える拠出があります。やはり同レベルということが考えられるとしても、あまりここの部分に膨大な拠出予算が置かれるというようなことに至っては、やはり内容について細かく精査しなければならないということが起こってくると思います。これから詳しいことは協議されるというご説明がありましたので、ぜひその今、潟上市が男鹿消防と湖東消防にかかわって両方入っているわけなんです、資機材についても男鹿・湖東については比較的最新のものといいますか新しい良い設備を持っていると思っております。そういうことですね、今後広域化になるときに負担割合はどういう計算の仕方になってくるかということが大きく協議されていくと思います。今までのように平等割合が、あるいは人口割合がというような考え方も出てくるわけですが、既にそういうところで考え方が出ているのか、あるいは市長の方で先進地事例等で新しい負担割合の考え方等があるのか、そういうことについても最後1点お伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答えします。

7億の拠出ということと、これは負担割合が今現在検討されているかということですが、全然されていません。我々が今懸念を持っているのはですね、27日に私は委員でありませんので出れませんが、例えば今我々が要望する10万、男鹿・南秋・湖東で10万切れるそうです。もちろん県では尊重して7ブロックに示すということですが、我々がこれからかかってやるのは、国・県の財政出動がどのくらいあるかと、これが一番関心があるわけですよ。これと連動して今の負担割合というものも考えていかなければならないと思っているところで、いずれにせよ27日の終わった後、タイムスケジュール等、負

担割合の国・県の財政出動がどのくらいあるかということも、これからのことだと思っています。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、14番伊藤 博議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時10分 休憩

.....  
午前11時20分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

19番大谷貞廣議員の発言を許します。19番。

○19番（大谷貞廣） 通告に従いまして2項目、3点の質問をさせていただきます。

1点め、行政改革推進についてでありますけれども、平成19年10月、県は自立と発展のため生き残りをかけた聖域なき行革、事業をゼロベースから見直す第4期行政改革プログラム、20年から22年3か年の成案化に向けた県民との意見交換、県南・県内3か所、大館・秋田・横手が11月1日から始まりしました。20年度の補助金の見直し方向（縮減、現行制度維持、廃止検討、19年度で終了）や権限移譲の積極推進を示しました。

多様化する県民ニーズに対応するため、平成11年、秋田県行政改革大綱を策定、第2期、第3期プログラムの推進、この間、秋田21総合計画との融合性を図りながら改革項目に掲げた課題に取り組み、結果、平成19年度当初の段階で平成10年度と比べ、当初予算規模で830億円、10.7%の減少となったが、三位一体改革等により地方交付税等がピーク時に比べ500億円以上減少するなど、一般財源が大幅に減少する事態が続いたことにより、抜本的な歳入歳出の見直しを行い財政運営基盤を確立する必要と、現在の行政運営システムを見直すことは避けて通れない課題として素案に提言されております。

本市は平成17年3月に合併、潟上市として発足。総合発展計画を初め各種計画の策定に取り組み、行政改革大綱は17年度から21年5年間として、実施計画では毎年度見直し、ローリング方式とするとしております。本市の行政改革プログラムは、第1章行政改革大綱、第1節行政改革の基本方針2項目。第2節行政改革の推進事項4項目。第3節行政改革の推進体制2項目。第2章実施計画（集中改革プラン）、第1節計画の推進管理3項目。第2節取り組み内容、1、市民に開かれた市政の推進4項目。2、簡素で効率的な行政運営の確立6項目。3、地方分権に対応できる行政システムの構築3項目。4、

健全な自治体経営の推進3項目。国の指針に基づき社会経済情勢の変化と多様化する行政需要に対応できる財政基盤の確立と、新たな視点に立った一層の行政改革を推進すると策定に提言されております。合併3年目、実施計画中間の推進管理状況はどうか伺いたい。

健全な自治体経営の推進、経費節減等の財政効果で財政指標18年度の実質収支比率6.4、財政力指数0.34、公債費比率16.0、実質公債費比率19.0、起債制限比率11.7、経常収支比率94.5、市税徴収率89.7、一般会計歳入構成比で市税17.8、地方交付税44.3と3割自治にはほど遠く、経常収支は高く、景気の回復傾向は本市では実感できず、厳しい情勢が今後も続くことが予想されます。積極的な行政改革や思い切った事務事業の見直しと、前例、実績にとらわれない創意工夫が考えられます。お考えを伺いたいと思います。

次に、特別支援教育についてでありますけれども、10月24日、文部科学省が学年全員対象の調査として43年ぶりに今年4月に実施した全国学力・学習状況調査、全国学力テストの結果を公表。秋田県が小学6年生の国語、算数、全4種類問題で全国トップ。中学3年生は国語の1種類で1位となったのを初め、全4種類で3位の好成績。ランクづけの意味を問う声もあろうが、県教委は学校、家庭、地域が協力した成果ととらえている。全国一という結果は朗報であろうが、その一方でMBD（落ち着きのない子供たち）児童生徒を忘れてはなるまいし、この児童生徒を支援、大成の方向づけをすることが学校、家庭、地域の協力の課題と思います。

我が国では、平成16年に発達障害者支援法が制定されました。発達障害といってもLD学習障害（認知障害）、ADHD注意欠陥多動性障害（行動障害）、高機能自閉症・アスペルガー症候群（対人障害）、様々であります。発達障害の支援は早期に行うことが最も重要であるとされております。障害が脳機能の障害であることから一概には言えないが、8歳から9歳がひとつの成長に関する重要な時期であるとの指摘もあります。発達の初期段階で脳機能が成熟する前に適別な治療的かわりを行うことができれば、障害の状態が改善される可能性が高いことが掲げられております。平成19年度を目標にすべての小・中学校で総合的な支援体制を整備すると、発達障害の理解の集いで語られております。また、早期支援は発達障害者支援法にも明記されております。本市の発達障害の早期支援のお考えを伺いたいものでございます。宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番大谷議員の一般質問、行政改革の推進についてお答え致します。

行政改革大綱に基づく実施計画の集中改革プランは、81項目を定めています。実施計画は、大きく分けると年度ごとに「実施・策定するもの」「調査・検討・見直しをするもの」「計画当初から継続実施するもの」の3つに区分けされます。

計画当初から5年間で実施・策定する各種計画は条例制定などの項目が46項目あります。うち19年度までの35項目の実施項目に対し、30項目が実施済みとなっております。

行政改革の推進という観点から、今年度は事務事業評価や補助金等の見直しについて協議検討を進めてきました。補助金等については、補助金等見直し指針、補助金交付基準を策定し、平成18年度において87件、約1億9,900万円からなる補助金について補助金の公平性・透明性、よりの確で効率的な交付を目的として個別にヒアリングを実施しましたところ、現段階において見直しが必要と思われる補助金等を含め、今後も継続して交付するもの84件、廃止すべきものが2件、旧町の取り扱いに差異がみられるための改正が1件となりました。

また、自治会と協議検討を重ねてきました最も重要な補助金の見直しと位置づけてまいりました自治会補助金の見直しについては、合併時の調整で当面現行のとおりとしていましたが、先の自治会会長会議において天王地区・昭和地区・飯田川地区の3地区において統一した補助基準のもとに交付していくことをご理解をいただいたところであり、平成20年度以降3年間の激変緩和措置を講じながら予算反映していく予定としております。

今後も補助金支出先団体等と協議や調整等を図りながら、より効率的な補助金システムの構築をしていきたいと考えております。

行政評価については、平成19年度試行、試し、20年度実施予定としておりますが、今年度は総合発展計画に基づく153の事務事業について評価を行いました。結果、事業を拡大するが4件、改善策を付して事業を継続するが4件、終期を設定してそのまま継続するが8件、今年度で事業終了が10件、おおむね現状を維持して継続していくのが126件となどとなっております。

行政評価は、職員自身が担当している事務事業を原点に立ち返って検証することにより改革実現の意識が強まるものであり、より実効性の高い事務事業の推進に努めてまいりたいと考えています。

今日の切迫した財政状況にあっては、平成19年3月には公債費負担適正化計画を策定

し、また、本年度から3年間で公的資金の補償金なしの繰上償還を行うため財政健全化計画を策定するなど、各種計画との整合性にも努めつつ、実質公債費比率を引き下げるべく努力しているところであります。今後も、より一層の行財政改革に取り組んでまいりたいと存じます。

特別支援教育については教育長がお答え致します。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 19番大谷議員の2つめの特別支援教育について、本市の状況について説明したいと思います。

特別支援教育については、障害のある児童生徒の社会的な自立を目指して、その能力と可能性が十分に伸びるようにきめ細かな教育に努めるよう、潟上市教育ビジョンにおいて重点目標として取り組んでいるところであります。

市では、4か月児から行われる乳幼児検診や小学校入学前に行われる就学時検診で学習障害や注意欠陥多動性障害などの早期発見に努め、障害の疑いがあるときには保護者に県の小児療育センターなどの関係医療機関を紹介しています。

各幼稚園と保育園においては、障害のある幼児には生活支援員や障害担当職員を配置し、幼児や保護者への対応、関係機関との連絡調整を行っているところであります。

各小学校においては、総合的に支援するために特別支援に関する校内委員会を設置しています。この委員会は、校長などの関係者で構成し、児童生徒の実態把握と支援方法の検討などを行っております。

また、各学校においては、この委員会を推進する特別支援教育コーディネーターを指名し、コーディネーターを中心に保護者や関係機関との連絡調整を行っています。対象となる特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、病院等で障害があると診断された子供だけでなく、行動や学習面で気になる子供も含まれております。このような児童生徒について、具体的な支援内容、方法など支援方針について個別の指導計画を作成し、学習や生活にかかわる担当者間で共通理解を図りながら対応しております。

障害の判断や対応を相談したいときには、県で実施しています特別支援教育体制推進事業を利用して、大学教授などで構成する専門家・支援チームや巡回相談員に訪問を依頼し、専門的な意見や指導・助言をいただいております。潟上市では県教育委員会と連携していますので、県総合教育センターの指導主事からも支援いただいているところであります。

また、教育委員会では、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、よりきめ細かな対応を行うために幼稚園や保育園、学校の要請に基づき支援員を配置しています。現在のところ、幼稚園・保育園については19人、小・中学校には12人を配置しています。

このように発達障害者支援法に基づき早期発見と早期の発達支援を行っているところであります。今後も市では、学習障害や注意欠陥多動性障害などの特別な支援を必要とする幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、また克服するために適切な教育や指導を家庭と相談しながら行ってまいりたいと考えているところですので、ご理解をお願い申し上げます。

終わります。

○議長（藤原幸作） 19番、再質問ありますか。19番

○19番（大谷貞廣） お答えはいりません。

第1点めなんですけれども、私は非常に危機意識を持っております。なぜか。やはり袖は振れないわけでございます。先ほども述べておりますんですけれども、市民税が四捨五入して18%、それから不透明な交付税があります。そのもろもろのことを考えれば、これから、先ほどご答弁いただきました、もろもろのやはりもっと鮮やかなるものを望みたいなど思っております。なぜか。最近なんですけれども、つい2、3日前ですか、総務省が財政健全化への基準値を設けました。そういうものを、いろいろなものを勘案すれば、やはりもっとシビアな対応をしていただきたいと思いますと思っております。

また、2点めのことなんですけれども、これは児童生徒はもとよりなんですけれども、ご父兄といいますか、の方々をもケアする、教育長も言いましたんですけれども、医療云々と言っております。これらをからめたところをひとつ宜しくお願いしたいと思っております。

非常にこれは医学的にも判断が難しいということは伺っております。だけれども、やはり何としても潟上の発展のためには福祉、産業、教育というものは絶対におろそかにできない問題でございますので、どうかひとつ市長の判断を宜しくお願いしたいと思っておりますので宜しく申し上げます。ありがとうございました。

終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、19番大谷貞廣議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。  
なお、14日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。  
どうも御苦労さまでございました。

---

午前 1 1 時 4 2 分 散会

